

## 条例第17号

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例  
(趣旨)

第1条 この条例は、外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律（昭和62年法律第78号。以下「法」という。）の規定に基づき、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員の派遣)

第2条 任命権者は、本組合と外国の地方公共団体との間の合意若しくはこれに準ずるものに基づき又は次に掲げる機関の要請に応じ、これらの機関の業務に従事させるため、職員（次項各号に掲げる職員を除く。）を派遣することができる。

- (1) 外国の地方公共団体の機関
- (2) 外国政府の機関
- (3) 我が国が加盟している国際機関
- (4) 前3号に準ずる機関で管理者が公益上その他の事由により職員を派遣する必要があると認めるもの

2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員
- (2) 非常勤の職員
- (3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条第1項に規定する条件附採用期間中の職員
- (4) 地方公務員法第28条第2項各号のいずれか若しくは大阪市・八尾市・松原市環境施設組合職員基本条例（平成27年条例第16号）第30条に該当して休職にされている職員、同法第29条第1項各号のいずれかに該当して停職にされている職員その他の同法第35条の法律又は条例の特別の定めに基づき

職務に専念する義務を免除されている職員

(派遣期間)

第3条 派遣の期間は、2年を超えない範囲内で任命権者が定める。ただし、任命権者は、特別の事由があると認めるときは、1年を超えない範囲内で派遣の期間を延長することができる。

(派遣職員の給与)

第4条 第2条第1項の規定により派遣された職員(以下「派遣職員」という。)には、組合規則で定めるところにより、その派遣先の勤務に対して報酬が支給されないとき、又は当該勤務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは、その派遣の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の100以内を支給する。

2 派遣先の機関の特殊事情により、給与を支給することが著しく不適當であると管理者が認めるときは、前項の規定にかかわらず、派遣職員には給与を支給しない。

(施行の細目)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、組合規則で定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。